

議第一号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 寺井正邇 殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する  
条例

**第一条** 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

**第二条** 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

#### 提案理由

国会議員の期末手当の額が改定されることに鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和二年十一月三十日

提出者 全議員

徳島県議会議長 寺井正邇 殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

#### 提案理由

本県財政の健全化に資するため、令和三年四月から令和四年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。